

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和6年1月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1)委託番号・件名	北サ第7号 秋田市北部市民サービスセンター エレベータ保守点検業務委託
(2)仕 様 書	別紙「仕様書」のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市土崎港西五丁目3番1号
(4)履 行 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(5)入札参加要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第12条第4項に規定する昇降機の定期的な検査を行うことができる資格を有する者を当該業務に従事する者として2名以上配置できること。 2 秋田市に本社、支店又は営業所等を有していること。 3 過去2年間に市、県、国（特殊法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。 4 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 6 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 7 市税に滞納がないこと。
(6)入札参加申込み・閲覧	
受付・閲覧 期 間	令和6年1月26日(金)から令和6年2月2日(金)まで (※土曜、日曜を除く、午前9時から午後5時まで)
受付場所 閲覧場所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター
(7)指名(非指名) 通知	令和6年2月14日(水)までにFAXで通知
(8)入 札	
日 時	令和6年2月22日(木) 午後1時45分
場 所	秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3階大会議室
入札保証金	免除
(9)契 約 日	令和6年2月28日(水) 予定

2 入札参加申し込みについて

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務履行実績調書（様式2）

提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）。

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は直近の営業年度のもの、固定資産税は申請日が属する月において、納付期限が到来している期の分までの直近4期分の証明書。なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合はその証明書を提出すること（秋田市発行）。

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式4）

申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札金額としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としません。予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、辞退できないものとします。

カ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

申込書等の提出、委託する業務内容について

北部市民サービスセンター総務担当（電話）018-845-2261